

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、大工として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、建築工事現場において、約〇mの高さから転落し、負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同月〇日、C医院に受診し、「右肩腱板損傷、頸髄症、軸椎歯突起骨折、腰椎捻挫」と診断され、その後、同月〇日、D病院に転医し「軸椎歯突起骨折、右肩腱板損傷」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

（略）

- 2 原処分序

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第11級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、残存する障害が障害等級第11級を超える旨主張するところ、一件記録によれば、請求人に残存する障害は、頸部から右上肢にかけての神経症状、腰部の神経症状及び右肩関節の機能障害の3つであるので、以下、順に検討する。

(2) 頸部から右上肢にかけての神経症状について

E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「CT及びMRI画像には軸椎歯突起に明らかな骨傷ではなく、脊柱管や脊髄に右上肢の麻痺症状に見合う所見はない。右前腕及び足底に頸椎の受傷に関連のない心因性の自覚症の訴えがあり、頸椎損傷由来の脊髄症状はない。」旨述べている。

当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の症状及び加療経過並びに医学的見解から、E医師の意見を妥当なものと判断する。

したがって、請求人が自訴する「頸部から右上肢にかけての神経症状」については、他覚的所見がなく、自覚症状のみであることから、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

(3) 腰部の神経症状について

当審査会としては、決定書理由に説示するとおり、F医師及びE医師の意見は妥当であり、請求人の自訴する「腰部の神経症状」については、他覚的所見がなく、自覚症状のみであることから、障害等級14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

(4) 右肩の機能障害について

E医師は、上記意見書において、「右肩関節には既存の腱板変性を示す上腕骨

大結節部の小石灰化像がみられるのみで、外傷性の変化はない。請求人の残存する障害は既存の腱板変性があるために持続している肩関節の有痛性運動制限である。」旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的見解を精査したところ、E医師の意見は妥当であり、決定書理由に説示するとおり、請求人が自訴する「右肩関節の機能障害」は、有痛性運動制限すなわち疼痛によって運動が制限されているものと考えられるので、障害等級第12級の12「局部にがんこな神経症状を残すもの」と判断する。

- (5) 以上を総合すると、請求人に残存する障害等級は、準用第12級に該当するものであり、第11級に該当するとした本件処分は妥当ではないが、再審査請求は原処分に対する救済手段として認められるものであり、裁決によって再審査請求人に対してされた原処分を不利益に変更することはできないと解されることから、本件処分は取り消すべきものではないと判断する。
- (6) なお、請求人のその他の主張についても、子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結論

以上のとおりであるので、請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分について、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。